

## 船舶事故調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成29年3月29日 09時20分ごろ
発生場所	宮崎県延岡市島浦島南東方沖 島野浦島灯台から真方位125° 7.1海里付近 (概位 北緯32° 35.8′ 東経131° 56.2′)
事故の概要	漁船第十二徳信丸は、航行中、浸水した。
事故調査の経過	平成29年9月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十二徳信丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	MZ2-3141（漁船登録番号）、西良水産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 機関長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機関係の電装品等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、まき網船団の運搬船であり、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、漁を終えて漁獲物を積載し、島浦島南東方沖を延岡市島野浦漁港に向けて帰航中、主機の冷却水温度上昇警報装置が作動したので、機関長が機関室に点検に行ったところ、機関室が浸水していた。</p> <p>機関長は、すぐに主機を中立運転とし、主機駆動のポンプでビルジを排出し、浸水箇所の調査を行ったところ、主機冷却清水クーラに取り付けられていた保護亜鉛取付けボルトが、同ボルト用のねじ部の腐食で抜け落ちていることが分かり、航行不能と判断し、船長に報告した。</p> <p>船長は、僚船に救援を要請し、来援した同船にえい航されて、島野浦漁港に帰港した。</p> <p>機関長は、保護亜鉛の交換時に取付けボルト用のねじ部の点検を行っておけば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、主機冷却清水クーラの保護亜鉛取付けボルト用のねじ部の腐食が進んだことから、同ボルトが脱落し、機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、主機冷却清水クーラの保護亜鉛取付けボルト用のねじ部の腐食が進んだため、同ボルトが脱落し、機関室に浸水したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護垂鉛の交換時に、取付けボルト用のねじ部の点検を行うこと。</li></ul>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------